

令和七年 第五回（十二月）市議会定例会

（令和七年十一月二十七日開会）

市長説明要旨（本会議）

令和七年第五回十二月大月市議会定例会の開会にあたり、本日、提出いたしました案件の概要をご説明申し上げますとともに市政運営に向けた私の考えを申し上げます。

はじめに、「初狩保育所及び学童施設の整備について」であります。

現在、一般競争入札により業者選定を進めております、初狩保育所等建設工事につきましては、最終日に契約案件として追加提案を予定しておりますが、本事業の概要と必要性について、改めてご説明申し上げます。

本事業は、老朽化した初狩保育所の更新と小学校から離れ、分散していた学童クラブを一体的に整備するものであり、子どもたちが成長の段階に応じて切れ目なく安心して過ごせる環境をつくることを目的としております。

今回整備する施設は、保育所、学童クラブ、外構工事で構成されており、保育所につきましては、定員を四十名とする規模で整備を進めております。

施設規模につきましては、保育所が延床三百四十八平方メートル、学童クラブが八十平方メートルで、両者を効率的に合築する計画としており、総延床面積は四百二十八平方メートルとしております。

また、詳細設計完了後の事業費の内訳は保育所の整備に二億四千七百万円、学童クラブの整備に五千二百万円を見込み、さらに駐車場整備を含む外構工事に三千五百万円を予定し、事業全体ではおおむね三億三千六百万円規模の事業となっております。

財源につきましては、学童クラブ部分は国県補助金、市債及び一般財源を、保育所部分は交付税措置のある有利な市債及び基金と一般財源を組み合わせ、可能な限り市の負担が過大とならないよう工夫しております。

定員の四十名についてであります。これは施設としての「最大受入可能数」として設定したものであり、現在の初狩保育所は定員九十名であります。西部地区にあたる笹子・初狩・真木の三地区における〇歳から五歳までの幼児数が本年四月当初で四十三人であること、また西部地区の出生数も、令和二年九人、令和三年六人、令和四年五人、令和五年五人、令和六年四人と、年間おおむね五から六人程度で推移しており、「幼稚園・保育所（園）の再編に関する市の方針」策定時の見込みである七十六人は下回っているものの、引き続き地域における保育需要は見込まれる状況であると考えており、年度によって利用児童数が変動する中で、柔軟に対応できるように設定したものであります。

再編に関する市の方針でも触れておりますように、西部地区では今後、教育・保育施設の運営において不採算が見込まれることから、行政の責務として市が子育て基盤を維持していく必要があると考えており、安定的に受け入れが可能な公立保育所の確保は、地域の受け皿となり、保護者の子育てと就労を支えるための重要な役割を果たすものと考えております。

また、公立保育所は、市の組織として行政部門と日常的に情報共有ができるという特性から、家庭支援や相談対応が必要な場合でも、迅速に連携しやすい体制であり、市の子ども家庭センターと連動し、複合的な支援が必要な家庭に対しても途切れない支援につながることができそうです。

本市においては、民間と公立がそれぞれの教育・保育施設の強みを活かしながら、地域で「誰ひとり取り残さない」子育て支援を進めていくことが大切であると考えております。

初狩小学校敷地内に新施設を整備することは、幼児教育と小学校教育の連携強化につながり、子どもたちが進学する際の環境変化の負担軽減や、登下校の安全性の向上に資するものと考えており、学童クラブを合築することで、保護者の送迎負担が軽減され、働きながら安心して子育てができる地域づくりに寄与するものであります。

初狩地区に公立保育所を確保し、その役割を着実に果たしていくことは、すべての子どもがどこにいても等しく教育・保育を受けられる環境を守るだけでなく、若い世代の地域定着や初狩小学校の児童数の維持にもつながるものであり、市西部地域の活性化にとっても欠かせない取組であります。

本事業が地域の子育て基盤を確実に支えるものとなるよう、今後も着実に整備を進めてまいります。

次に、「ネパール訪問について」であります。

大月市とネパールのカゲシウオリ・マノハラ市は、昨年九月六日にネパール日本友好協会名誉会長である石岡博実氏の支援により覚書を締結いたしました。

マノハラ市は、ネパールの首都カトマンズに隣接する人口約十三万人の都市で、自然豊かな風景と都市化エリアが共存する地域であります。

十一月一〇日、石岡氏はじめ北杜市職員などと総勢六名の一行は締結後、初めてのマノハラ市を訪問いたしました。

市庁舎では、多くの報道陣に囲まれる中、ウペンドラ・カルキ市長をはじめとする市幹部の方々や子どもたちのお出迎えをいただき、両国の国旗や、マリーゴールドを使った多くの手作りの首飾り、私の写真入りの歓迎タペストリーなどをご用意いただくなど、盛大な歓迎を受けました。

式典では、日本・ネパール両国の「国歌斉唱」にはじまり、地元の子どもたちによる「伝統的な舞踊」の披露をうけ、私からも、本市の紹介やPRを行い、さらには、市長室での「会談」や市庁舎前での「国旗掲揚」、桜の木の「記念植樹」などを通して、自治体間の友好と協力を誓い合いました。

さらに、現地視察として「サヒド公園」や公立学校である「シッディ ガネッシユ中等学校」、地域医療の根幹をなす公立病院や地元の伝統的寺院である

「シュリ・クリシュナ寺院」の視察を行い、教育現場の現状や地域の課題の共有を行う中、特に子どもたちの温かい笑顔や素朴で純真なまなざしが印象的であり、心温まるひと時でありました。

今後は、小中学校間のオンライン交流などを基本としながら、文化芸能を通じた友好活動を進めてまいりたいと考えております。

また、九月に発足したネパール国の暫定政権における国務大臣や国会議員への訪問も行い、マハビール・ブン教育大臣とは、「引きこもり」について、クルマン・ギシン公共事業・交通大臣兼都市開発大臣とは「ごみ問題」について、またインディラ・ラナ ネパール連邦議会下院副議長とは親が服役中の子どもたちの人権保護や教育問題などについて、それぞれ意見交換を行いながら、今後のわが国並びに本市との友好交流についてご支援をいただけることとなりました。

さらに、前田徹在とわろネパール日本国特命全権大使訪問においては、大月短期大学への留学生受け入れについて、今後、円滑な流れを作るためご助言をいただけることとなり、短時間ではありましたが各方面においてネパールの現状や本市との連携、交流について、一定の成果をあげられたものと考えております。

次に「特命事項の進捗について」であります。

昨年、十月から事務を開始した特命推進課では、企業誘致や公共用地活用をはじめ、公約である道の駅の検討に加え、書かない窓口や生成AIといった庁内DXの推進について総合的な導入に向けて対応してまいりました。

道の駅については、総務省の地域力創造アドバイザー制度を活用し、有識者である嶋田俊平氏より、道の駅に必要な施設・機能の整理、事業シミュレーション、コンセプトなどの助言や提案をいただきながら、持続可能な道の駅の実現に向けて多角的な調査・研究を進めており、年度内には数か所の候補地の提案を受けることとなっております。

次に、旧富浜中学校の売却についてであります。

本年六月に公募型プロポーザル方式により事業者の募集を開始し、現地見学会では県内外から六者の参加がありました。最終的な公募結果といたしましては、参加事業者からの申込には至りませんでした。

今後は、指導・協力いただいている中小企業診断士や民間事業者からのご意見を伺いながら入札方法や条件を再度見直し、引き続き、民間活力による地域活性化につながる事業者の確保に努めてまいります。

また、旧富浜中学校に残置している備品類につきましては、市民の皆様には、無償で譲渡する機会を設ける予定であり、詳細につきましては、広報おおつき一月号や市のホームページなどで周知してまいります。

次に、DXの推進についてであります。

昨年度から、デジタル庁参与の伊藤伸氏よりDX推進の方向性等について助言や提案をいただいております。具体的には各課とのヒアリングによる課題事項の抽出や解決策の検討、DX推進に対する機運醸成を図るため職員研修の開催や市長と若手職員の意見交換会なども実施してまいりました。

また、昨年十一月に大月市DX推進方針を策定し、この方針に基づき、十月からはLINEを活用し、可燃、不燃などのごみ収集日をお知らせする機能や興味のある分野の通知を選択できる機能、市役所に来庁しなくても住民票等の申請ができる機能を実装いたしました。

今後とも市民の皆様が便利になったと実感できる機能を随時追加していく予定であります。

この他、公共用地の活用策として、これまで複雑な相続関係で活用が図られていなかった市有地の貸家について、顧問弁護士や相続権利者と丁寧に協議を重ねることで今般、相続人の合意形成が図られ、長年の懸案事項の解決に至りました。

さらに今後の公共用地活用のため「用途廃止施設の活用・処分に関する運用ガイドライン」の策定を進めるなど専門的に取組むことでルール作りも進めてまいりました。

これら特命事項については公有地の売却手法、道の駅の考え方の整理、DX推進への取組みなど課題解決に対し、加速・促進に寄与したことから、新年度からは関係課に事務を継承し、より事業を具体化し進捗を図ってまいります。

次に、「大月短期大学基本問題審議会の進捗について」であります。

第一回審議会を五月二十九日に開催し、これまで計五回の審議会を行いました。

当初は年度内に答申を行う予定としておりましたが、短大を取り巻く環境の厳しさに鑑み、早期に取組を開始する必要があるとの認識から、年内に答申を受けることになっております。

これまで大月短期大学は、七十年にわたり様々な教育を実践し、社会人として生きる素養を育み、多くの卒業生を輩出してまいります。

また、特別聴講生の受入れや公開講座の開催による生涯学習の機会提供など、高等教育機関としての役割を果たしてまいりました。

さらに、地域経済への貢献やまちの賑わいの創出にも寄与してきたところであります。

一方で、令和四年度以降、入学者の定員割れが継続している現状は、大学の存続に関わる重大な局面を迎えております。

この状況は、単なる少子化の影響にとどまらず、受験生のニーズの変化や高

等教育に関する就学支援制度の影響など、複合的な要因によるものと認識しております。

このため、審議会では、短大の存廃を性急に論じるのではなく、地域とともに「持続可能な短大」を実現する視点から議論を重ね、「危機感の共有」、「大学の新しい魅力づくり」、「経営責任の明確化」など三つの方針を打ち出した上で、短大が「地域が育む 地域を育む」高等教育機関として持続的に価値を創出していくための答申を取りまとめるものと伺っております。

市といたしましたしは、審議会から答申が提出されました際には、その内容を最大限尊重し、短大と緊密に連携しながら、スピード感をもって取組を進めてまいります。

次に、「災害対策の強化について」であります。

先週二十一日、太陽建機レンタル株式会社大月支店様との「災害時におけるレンタル資機材の供給に関する協定」を締結いたしました。

この協定は、本市において、地震等の大規模災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、応急対策のために必要なレンタル資機材を、適正かつ円滑に授受する協力体制を構築することを目的としております。

大規模災害時においては、避難所運営、道路啓開など応急対策業務が多岐にわたります。

これらの業務を円滑に実施するためには、多種多様な資機材の確保が不可欠であり、この協定の締結により災害時に必要となる資機材の調達体制が整い、本市の災害対応力の向上に資する重要な協定となりました。

また、避難所における生活環境の改善を図るため、国の「新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」を活用し、必要となる資機材の整備を進めました。

整備の内容といたしましては、衛生的で快適なトイレ環境の確保、睡眠環境の改善、プライバシーの確保を目的として、簡易トイレや簡易ベッド、ポップアップテント、インバータ式発電機などの資機材を整備したものであり、市民が安心して暮らせる安全なまちづくりにつながる大きな力となるものと実感しております。

また、先の新聞報道によって大規模災害時での市の業務の継続性に関して不足部分があるような調査結果が報道されましたが、その多くの部分においては、計画上での部分でありますので、早期に計画の見直しを行うこととし、市民の皆様に対する安心につなげることをいたします。

今後、災害への備えの充実と、災害対策のより一層の強化を図ってまいります。

次に、「令和八年度の行政組織機構について」であります。

組織機構につきましては、人口減少や少子高齢化が進行する中で、その時々  
の社会情勢や住民ニーズの動向に合わせ、適宜、見直しを重ねてまいりました。  
来年四月での見直しにあたりましては、現行組織の点検を行うとともに、第  
八次総合計画に掲げる政策、施策目標の確実な達成に向けた組織体制の構築、  
重要課題解決を目指し、限られた人員での現場力をより高める新たな組織体制  
の在り方について検討を進めております。

主な見直しの内容といたしましては、公共用地の活用、道の駅整備、庁内D  
X推進など、特命事項に迅速に対応するため、昨年十月に設置した「特命推進  
課」につきましては当初予定した設置期間を迎えることや、事業の進捗に伴い、  
廃止することといたします。

また、大月駅北側を中心とする立地適正化計画の策定・実施や、桂台地区の  
用途地域変更といった重要事務に専念するため、平成二十九年四月に設置した  
「まちづくり創生課」を計画の策定や用地交渉などの事業進捗状況に伴い、廃  
止し地域整備課内に「まちづくり創生担当」を設置することといたします。

十八歳人口の急激な減少と、短期大学志願者数の低下という非常に厳しい状  
況にある大月短期大学の現況を乗り越えるため、大学の魅力向上、学生獲得戦  
略の策定など、抜本的な改革を強力に推進する専任組織として、企画財政課内  
に新たに「大学戦略担当」を設置することといたします。

し尿処理施設における適正処理の継続・推進や、ごみの排出抑制・再資源化、  
市営火葬場の老朽化に伴う施設の運営手法と施設整備の在り方、空き家対策と  
いった複数の重要課題への対応時期が重なっているため、これら重要課題の取  
組を確実に推進する専任組織として、市民課内に新たに「環境政策担当」を設  
置することといたします。

組織はあくまで手段であり、目的は市民福祉の向上であります。

刻々と変化する社会情勢に柔軟に対応するとともに、市民の皆様により分か  
りやすく、質の高い行政サービスを提供できる体制づくりを改めて構築し、そ  
の成果を確実に市民の皆様へお届けしてまいりたいと考えております。

次に、「令和八年度予算編成方針について」であります。

令和八年度の予算編成にあたっては、総合計画の成果指標をしっかりと再度、  
意識しながら各事業を進め、前例踏襲ではなく、常に改善すべき点は改善する  
という意識を持って取り組むよう指示したところであります。

具体的な方針として、小中学生の給食費無償化を実施したことに続き、その  
対象を未就学児に拡大することや十八歳までの入院時の食事療養費の無償化  
など子育て施策に取組むこととしております。

「財政健全化を前提」に必要なサービスを最小の人員、財源で最大の効果が  
得られるよう、創意工夫を重ねた予算要求を指示したところであります。

続きまして、本日提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今定例会に提出いたします案件は、条例案件が三件、予算案件が八件、その他の案件が三件、あわせまして計十四件をご提案いたします。

はじめに、条例案件についてであります。

議案第四十九号「大月市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中改正の件」についてであります。

これは、公職選挙法施行令の一部を改正する政令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第五十号「大月市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等中改正の件」についてであります。

これは、児童福祉法等の一部を改正する法律が一部施行されたこと等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第五十一号「大月市火災予防条例中改正の件」についてであります。

これは、令和七年二月二十六日に発生した大船渡市林野火災を受けて、「火災予防条例(例)」が改正されることから、所要の改正を行うものであります。

次に、予算案件についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、人事異動等による職員給与費の調整や前年度決算の確定に伴う繰越金の追加計上、その他、事業の精査などにより予算編成を行いました。

まず、議案第五十二号「大月市一般会計補正予算(第五号)」についてであります。

主な補正内容といたしまして、歳出につきましては総務費において、収納率向上対策事業費の増額及び各基金への積立などの追加、民生費では、障害福祉サービス費など扶助費の増額や国民健康保険及び介護保険特別会計への繰出金の調整、衛生費では、新型コロナウイルス予防接種に係る事業費見直しによる減額や負担金・補助金の増額、土木費では、主に社会資本整備総合交付金事業の増額、消防費では、主にはしご車のオーバーホールに係る費用の追加、教育費では、給食配送車の買い換えに伴う費用や大月短期大学特別会計への繰出金の増額、職員給与費の調整とあわせ、歳出補正総額は、七億八千三百六十九万九千円の増額となっております。

歳入につきましては、財産収入などの増額や前年度繰越金の追加、国・県支出金などを事業実績により増減いたしております。

次に、議案第五十三号「大月市大月短期大学特別会計補正予算(第一号)」についてであります。

歳出におきましては、主に職員給与費の調整を行い、歳入につきましては、

授業料及び入学金の減額及び前年度繰越金の確定に伴う追加などをしており  
ます。

次に、議案第五十四号「大月市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）」  
についてであります。

歳出におきましては、職員給与費の調整と基金積立金の追加などを行い、歳  
入につきましては繰入金を減額し、前年度繰越金などを追加しております。

次に、議案第五十五号「大月市介護保険特別会計補正予算（第一号）」にっ  
いてであります。

歳出におきましては、職員給与費の調整や保険給付費などの増額、繰越金の  
確定に伴う基金積立金の追加などを行い、歳入につきましては、国庫支出金、  
支払基金交付金、県支出金、繰入金及び前年度繰越金などを追加しております。

次に、議案第五十六号「大月市介護サービス特別会計補正予算（第一号）」  
についてであります。

歳出におきましては、一般会計繰出金を追加し、歳入につきましては、繰越  
金を追加しております。

次に、議案第五十七号「大月市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）」  
についてであります。

歳出におきましては、主に後期高齢者医療広域連合納付金の増額を行い、歳  
入につきましては、後期高齢者医療保険料の増額及び前年度繰越金などを追加  
しております。

次に、議案第五十八号「大月市簡易水道事業会計補正予算（第二号）」にっ  
いてであります。

収益的支出におきまして、職員給与費の増額を行い、収益的収入で他会計補  
助金を増額しております。

次に、議案第五十九号「大月市下水道事業会計補正予算（第二号）」にっ  
いてであります。

簡易水道事業会計同様に、収益的支出におきまして、職員給与費の増額を行  
い、収益的収入で他会計補助金を増額しております。

続きまして、その他の案件についてご説明申し上げます。

議案第六十号「大月市総合福祉センター指定管理者指定の件」及び議案第六  
十一号「大月市デイサービスセンター指定管理者指定の件」についてでありま  
す。

どちらとも、令和八年四月一日から五年間、指定先を社会福祉法人 大月市社  
会福祉協議会にするものであり、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定  
により議会の議決を求めらるものであります。

議案第六十二号「市道の路線認定の件」につきましては、国道二十号大月バ

イパス完成による国道などの一部移管及び県道梁川猿橋線太田バイパス完成による県道の一部移管に伴う市道の路線認定であります。

以上が、本日提出いたしました案件であります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。